

告 示

埼玉県選管告示第五十五号

令和三年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条
第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一
項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三
十一年法律第一百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の
五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一
を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を
超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し
て得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者
の総数の五十分の一の数

一二三、二一七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する
者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗
じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、一〇三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（そ
の総数が四十万を超える八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六
分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	草加市	六九、五三六人
南第二区	川口市	一四七、七二八人
南第三区	さいたま市西区	二六、〇三六人
南第四区	さいたま市北区	四一、四二一人
南第五区	さいたま市大宮区	三三、六六七人
南第六区	さいたま市見沼区	四五、八一〇人
南第七区	さいたま市中央区	二八、五八一人
南第八区	さいたま市桜区	二六、七三〇人
南第九区	さいたま市浦和区	四五、六一五人
南第十区	さいたま市南区	五一、五二一人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、一三六人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六六五人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、七六四人
南第十四区	桶川市	二一、二九〇人
南第十五区	北本市	一九、〇〇五人
南第十六区	鴻巣市	三三、三五四人
南第十七区	志木市	四五、九二二人
南第十八区	新座市	二一、一〇四人
南第十九区	蕨市	三七、〇六六人
南第二十区	戸田市	四五、九二二人
南第二十一区	朝霞市	二〇、〇六六人
南第二十二区	和光市	三九、一二七人
西第一区	所沢市	二三、〇二六人
西第二区	入間市	三七、〇九六人
西第三区	飯能市	二一、〇六八人
西第四区	狭山市	二二、五五二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、四〇三人
西第六区	富士見市	四二、七九二人
西第七区	川越市	四二、〇二三人
西第八区	日高市	二二、一三三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	九八、〇二九人
西第十区	坂戸市	三一、一三三人
西第十一区	鶴ヶ島市	一五、四九二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	一六、九三八人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	一九、六五五人
北第一区	秩父市	二七、八四〇人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二一、九一四人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	二二、九一四人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	一九、六五五人
北第五区	熊谷市	一七、三〇一人
東第一区	行田市	三六、一六一人
東第二区	羽生市	二一、〇二七人
東第三区	加須市	三三、七〇六人
東第四区	久喜市	五一、一六四人
		二二、一六四人
		五五、〇二三人
		二二、六七九人
		一五、一二〇人
		三一、六二四人
		四二、九四九人

東第五区	蓮田市	一七、六六六人
東第六区	白岡市・富代町	二四、三五三人
東第七区	春日部市	六六、四三三人
東第八区	越谷市	九五、七八六人
東第九区	八潮市	二五、二三六人
東第十区	三郷市	三九、〇七二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、〇二四人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九二六人